

## 足立区居宅介護支援部会規約（新旧対照表）

新(下線部変更)	旧
<p>第1章 総則 (所在地) 第3条 本会は東京都足立区保木間 2-16-12 を所在地とする。</p>	<p>第1章 総則 (所在地) 第3条 本会は東京都足立区西新井 6-24-16 3 階を所在地とする。</p>
<p>第2章 会員 (会員資格) 第7条 会員は部会の目的に賛同する次の者により構成する。 (1) 正会員 足立区内に<u>所在地のある事業所</u>または、<u>足立区内を業務圏域とする居宅介護支援事業所</u>で、協議会に加入する事業所 (2) 準会員 足立区内に<u>勤務し、居宅介護支援事業所に籍を置かない介護支援専門員</u></p>	<p>第2章 会員 (会員資格) 第7条 会員は部会の目的に賛同する次の者により構成する。 (1) 正会員 足立区内に事業所を有する居宅介護支援事業所で、協議会に加入する事業所 (2) 準会員 足立区内を業務圏域とし、居宅介護支援事業所に籍を置かない介護支援専門員</p>
<p>附 則 この規約は平成22年4月1日から施行する。 この規約は令和4年4月1日から施行する。 <u>この規約は令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この規約は平成22年4月1日から施行する。 この規約は令和4年4月1日から施行する。</p>